

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

千葉県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者等に係る傷病手当金を支給することとしたことに伴い、本市において当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を直ちに行えるようにする必要があるため、市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年5月27日

市川市長 村 越 祐 民

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 2 2 号

市川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

市川市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。